

エーザイ豊友会東京支部会則

(名称)

第1条 会の名称は、エーザイ豊友会東京支部（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会の目的は、エーザイ豊友会東京支部会員（以下「会員」という）の相互の親睦などエーザイ豊友会会則の目的に準ずる

(会員)

第3条 本会の会員は、エーザイ豊友会の会員であって、本会の管轄管内に居住する者または本人が本会への入会を希望した者とする。

(役員)

第4条 本会には、次の役員を置く。それぞれ推薦された役員候補者について東京支部理事会（以下「支部理事会」という）で議決し、理事長の承認を経て役員として任命される。

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 支部長 (1名) | 理事の中から推薦された者 |
| (2) 副支部長 (2名以内) | 理事の中から推薦された者 |
| (3) 理事 (20名以内) | 会員の中から推薦された者 |
| (4) 監事 (3名以内) | 理事の中から推薦された者 |
| (5) 事務局 (若干名) | 理事の中から推薦された者 |

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 支部長は本会を代表するとともに支部理事会を招集する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐する。
- (3) 理事は支部理事会の構成員となり、本会の運営に必要な事項の協議決定に参画する。
- (4) 監事は支部理事会の構成員となり、本会の財産状況および支部長業務執行の状況を監査する。財産の近況または業務の執行につき、非違を発見したときは、その都度支部理事会の招集を支部長に要求することができる。
- (5) 事務局は、本会および支部理事会の円滑な運営を図り、活動に係る記録を作成・保管する。
- (6) 支部理事会に参加できない場合はメール・F a x・電話で委任通知を行う。
- (7) 支部役員は、本部理事を兼務する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は4月1日より2ヵ年とし、再任を妨げない。
但し、原則として3期6ヵ年を超えないようにする。

(会議体)

第7条 本会には次の会議体を置く。

- (1) 支部理事会 支部長、副支部長、理事、監事、事務局をもって構成する。
本会の事業方針、年度計画予算収支書等について協議決定し、支部総会に報告する。
- (2) 東京支部総会 年1回、原則として春に開催する。
- (3) 支部三役会 支部長、副支部長、事務局をもって構成する。
支部理事会に諮るべき事案等につき協議・調整する。
なお必要に応じ、理事長・事務局長との連携を図る。
- (4) 同好会世話人会 原則年1回4月下旬に同好会の世話人、支部長、事務局、ホームページ担当者、豊友会だより担当者で世話人会を開催し、前年度活動結果報告・本年度計画及び同好会運営等について協議する。

(事業)

第8条 本会の事業内容は、エーザイ豊友会会則の第10条に準ずる。

(運営費)

第9条 本会の運営費は、エーザイ豊友会からの交付金、臨時会費（会員親睦会などを催すとき必要額を出席者から徴収する）をもってこれに充てる。

(議決)

第10条 支部理事会の議決は、特段の規定のある場合を除き構成員の過半数を原則とする。

(退会)

第11条 本会からの退会は、エーザイ豊友会会則の第12条に準ずる。

(事務局)

第12条 本会の事務局を、エランドビル内に置く。事務局は、本会の活動の推進と本部理事会（理事長・事務局長）との連携を図る。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(会則の改廃)

第14条 本会則の改廃は支部理事会構成員の3/4以上の議決で決定する。

(実施)

第15条 本会則は、2004年4月1日から実施する。

第一回改訂 2011年10月12日

第二回改訂 2012年9月26日

第三回改訂 2016年4月1日

第四回改定 2017年7月14日